

資産の健全化に向けて

当行では、従来から資産の健全化を重要な経営課題と認識し、不良債権の適切な処理、不良債権の発生防止、取引先の経営改善支援等により、常に資産の健全性の維持・向上等に努めてまいりました。

厳しい経済環境のなか、経営改善に真剣に取り組んでいるお取引先への支援態勢を一段と充実・強化するため、平成14年3月、審査部内に「経営支援室」を設置し、お取引先の経営改善支援に注力しております。

なお、不良債権処理につきましては、自己査定を厳格に実施し、適正な償却・引当を行っております。

今後も引き続き、不良債権の最終処理促進や信用リスク管理能力の向上に努めるとともに、積極的に資産内容を開示し、資産の健全性、経営の透明性を高めてまいります。

取引先企業への経営改善支援

景気の低迷が長期化する中で、業績不振に陥る企業が増加傾向にあり、こうした地元企業の業績の改善は地域経済を活性化するうえで喫緊の課題となっております。

当行は、「地域社会の発展を常に考え行動すること」、「お客さまとの創造的な関係を深めること」を企業理念に掲げ、地域のお取引先とともに発展することが使命と考えております。

このような企業理念のもと、「お取引先の財務内容改善に向けた経営支援」は地域金融機関としての当行の役割の一つであるとともに、「経営支援を通じた企業の再生と当行の健全性確保」は表裏一体の関係にあるとの認識から、企業再建支援の専門部署として、平成14年3月に「経営支援室」を設置し、この問題に対する取り組みを開始しております。

「経営支援室」では、財務診断等に精通し経営相談の経験豊富なスタッフがお取引先に対し、タイムリーにかつ、きめ細かく経営や財務改善の支援を行っております。具体的には、経営改善支援先として選定したお取引先に対し面談や実査を実施して、経営改善計画作成の指導や進捗状況のチェック、当行ネット網を有機的に活用した販路開拓等の営業の支援、不採算部門の整理・遊休資産処分の支援等、多角的な手法をもって経営改善の指導・支援を行っております。

この「経営支援室」の活動を通じ、当行は「地域企業の再建支援」を地域金融機関の使命として、実現性のある再建支援策をお取引先とともに検討しながら資産の健全化を図ってまいります。

資産の自己査定と償却・引当について

「資産の自己査定」とは、金融機関が保有する資産を自ら個別に検討し、資産内容の実態を正確に把握するために行うものであり、信用リスクを管理する重要な手段であるとともに、適正な償却・引当を行う準備作業となるものです。具体的には、当行が自ら定めた「自己査定基準」に基づき、貸出金を始めとする資産を分析・検討し、その信用力に応じて「正常先」「要注意先」「破綻懸念先」「実質破綻先」及び「破綻先」の5つの債務者に区分します。そして「正常先」以外の債権について、担保・保証の評価などを含めた回収の危険性、価値の毀損の危険性の度合いに従って4段階に分類します。

この自己査定の結果をベースとして、厳格な「償却・引当基準」に基づき、償却や貸倒引当金の計上を適正に実施しております。

当行の自己査定は、営業部店及び審査部が査定を行い、その結果を監査部が検証・監査することとしており、牽制機能が働く体制となっております。さらに、自己査定の結果は、監査法人による監査対象にもなっております。

【自己査定債務者区分と償却・引当基準】

自己査定による債務者区分	定義	償却・引当基準	対象引当金
破綻先	法的・形式的に経営破綻の事実が発生している先	担保・保証等により保全のない部分に対して100%を予想損失額として引当あるいは償却	個別貸倒引当金
実質破綻先	法的・形式的に経営破綻の事実が発生していないが、実質的に経営破綻に陥っている先		
破綻懸念先	現状は経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性の高い先	担保・保証等により保全のない部分のうち、貸倒実績率により算出した今後3年間の予想損失額を引当	一般貸倒引当金
要注意先	今後の管理に注意を要する先		一般貸倒引当金
	要管理先	貸倒実績率により算出した今後3年間の予想損失額を引当	
	要管理先以外の要注意先	貸倒実績率により算出した今後1年間の予想損失額を引当	
正常先	業況が良好であり、かつ財務内容に特段の問題がない先		

当行の「自己査定基準」及び「償却・引当基準」は、日本公認会計士協会の実務指針（銀行等監査特別委員会報告第4号）及び金融庁の「金融検査マニュアル」に準拠しております。

平成15年3月期の不良債権処理

当行の不良債権処理は、厳格な自己査定に基づく償却・引当に加え、担保処分による回収や債権売却などの最終処理を進めております。また一方で、信用リスク管理の充実を図り、不良債権の発生防止に努めております。

このような結果、当期の不良債権処理額は186億円と前期の501億円から大幅に減少しました。

不良債権処理額の内訳【単体ベース】

(単位：億円)

	14年3月期	15年3月期	増減
不良債権処理額	501	186	315
貸出金償却	2	5	3
個別貸倒引当金繰入額	476	156	319
貸出債権売却損	19	22	2
債権売却損失引当金繰入額	3	1	1

リスク管理債権

リスク管理債権は、銀行法に基づき、資産の健全性に関する情報をお客さまや株主の皆さまなどに提供することを目的に開示しているものです。

リスク管理債権は、「破綻先債権」、「延滞債権」、「3ヵ月以上延滞債権」、「貸出条件緩和債権」からなり、自己査定における破綻先の貸出金を「破綻先債権」、実質破綻先及び破綻懸念先の貸出金を「延滞債権」、要注意先の貸出金のうち3ヵ月以上延滞しているものを「3ヵ月以上延滞債権」、要注意先の貸出金のうち貸出条件を緩和しているものを「貸出条件緩和債権」としております。

平成15年3月期のリスク管理債権は合計3,479億円となりました。

なお、当行では「部分直接償却」を実施しておりませんが、仮に「部分直接償却」を実施した場合のリスク管理債権の金額は実施前に比べて626億円の減少となります。

リスク管理債権【単体ベース】

(単位：億円)

	15年3月期 A	15年3月期 B (部分直接償却実施後)	増 減 (B A)
破綻先債権	211	92	118
延滞債権	2,302	1,794	507
3ヵ月以上延滞債権	25	25	
貸出条件緩和債権	940	940	
合 計 (a)	3,479	2,853	626
貸出金残高 (b)	36,391	35,765	626
貸出金残高に占める 比率 (a/b)	9.56%	7.97%	1.58%

金融再生法に基づく開示債権

金融再生法に基づく資産査定の開示は、後記の通りです。自己査定による債務者区分をベースとした開示となっており、自己査定の「破綻先・実質破綻先」に対する債権を『破産更生債権及びこれらに準ずる債権』、「破綻懸念先」に対する債権を『危険債権』、「要注意先」のうち、3ヵ月以上延滞している貸出金と貸出条件を緩和している貸出金を『要管理債権』として開示しております。

平成15年3月末の金融再生法に基づく不良債権に対する保全状況につきましては、破産更生債権及びこれらに準ずる債権で100%、危険債権で76%、要管理債権で64%となっており、開示債権合計に対しても80%となっております。

金融再生法開示債権の保全率とリスク管理債権の状況（15年3月末）

（単位：億円）

自己査定における債務者区分		金融再生法に基づく開示債権 (与信関連資産)	担保・保証等による保全額	引当額	保全率	=	リスク管理債権 (貸出金)	+	その他の債権
破綻先 212	破綻先 212 実質破綻先 839	破産更生債権及びこれらに準ずる債権 1,052	409	642	100.0%		破綻先債権 211		19
実質破綻先 839							延滞債権 2,302		
破綻懸念先 1,480	破綻懸念先 1,480	危険債権 1,480	728	410	76.9%				
要注意先	要管理先 1,833	要管理債権 965	445	178	64.5%		3カ月以上延滞債権 25 貸出条件緩和債権 940		
	要管理先以外の要注意先		~ 計 1,583	~ 計 1,231					
正常先	正常先	正常債権 33,501							
合計 36,999	合計 36,999	合計 36,999							

金融再生法開示債権 3,498	リスク管理債権 3,479
↓	↓
部分直接償却を実施した場合 2,871	部分直接償却を実施した場合 2,853

↓

全体の保全率
80.4%

金融再生法開示債権：貸出金、支払承諾見返、外国為替、貸付有価証券、未収利息及び仮払金を対象としております。
 なお、要管理債権は貸出金のみを対象とし、貸出金単位ごとに集計した債権であります。
 （一方、自己査定における要管理先債権はこの要管理債権を有する債務者に対する全ての債権であります。）

リスク管理債権：貸出金のみを対象としております。
 当行は、部分直接償却を実施しておりません。